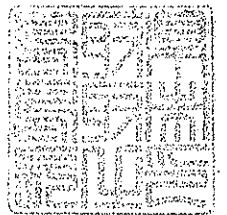


鳥取市告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例の制定の請求を平成23年8月8日付けで受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成23年8月8日

鳥取市長 竹内 功



1 鳥取市条例制定請求代表者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺74番地13 吉田 幹 男

鳥取市川端一丁目120番地 米村 京子

鳥取市正蓮寺245番地81 谷口 隆 秋

2 請求の趣旨

住民投票条例制定請求の要旨

鳥取市では、現在、市庁舎の新築移転計画が進められつつあります。しかし、その計画の内容および計画の進め方について、市民に十分な説明責任が果たされているとは言えず、市民からは以下のような厳しい指摘や批判的意見が出されています。

- ① 「市民へのアンケート調査」では、耐震改修か新築かの選択肢がなく、新築が前提となっており、また、建設場所についても、「駅周辺」へ誘導する内容となっている。
- ② まちづくりの全体構想が示されないまま、新築移転計画が性急に進められている。
- ③ 鳥取市の厳しい財政状況、今後の厳しい財政見通しが十分に考慮されておらず、将来に重い財政負担を残す恐れがある。
- ④ 東日本大震災で、国も巨額の費用を投じ、復興へ踏み出そうとしている時に、100億円以上かけて新築移転することが本当に適切なのか。
- ⑤ 行政機能の一極集中より分散化を目指し、リスクの分散化を図るとともに、身近なところでのサービスを充実させるため分庁舎や総合支所の充実を行うべきではないか。

市庁舎の耐震化は不可避の課題ですが、市庁舎新築統合移転となると、市の将来

を見据えた都市計画・まちづくりのビジョンにもかかわる重大な問題であり、かつ、莫大な予算を必要とする一大事業でもあります。後世に禍根を残すものであってはなりません。

従って、拙速な対応は避け、鳥取市自治基本条例の趣旨を踏まえ、市民に積極的に情報を公開し、市民の合意形成を図りつつ慎重に進める必要があります。しかるに、この間の新築移転計画の進め方は、「政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民に分かりやすく説明しなければなりません」（自治基本条例第23条）というその趣旨を市長自らが踏みにじろうとするものと言わざるを得ません。

以上のことから、鳥取市の市庁舎新築移転計画について、改めて市民にその是非を問う条例の制定を求めるものです。